

有田市立病院看護職員修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、有田市立病院（以下「病院」という。）の助産師及び看護師（以下「看護職員」という。）を確保するため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する学校又は養成所（以下「学校等」という。）に修学している者に対して修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 修学資金は、学校等に在学している者で、卒業後、病院の看護職員として業務に従事しようとするものに対して貸与するものとする。

(修学資金の貸与額等)

第3条 修学資金の貸与の金額は、月額50,000円とする。

2 前項の修学資金の貸与期間は、貸与の決定で定められた日の属する月から卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金は、無利子で貸与する。

(申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、有田市立病院事業管理者（以下「管理者」という。）に申請書を提出しなければならない。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する。

(貸与の決定)

第6条 管理者は、修学資金の貸与の申請があったときは貸与の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を取消すものとする。

(1) 偽りの申込みその他不正な手段で貸与を受けたとき。

(2) 退学したとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 修学資金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間、修学資金の貸与を停止する。

(1) 休学したとき。

(2) 停学処分を受けたとき。

(返還の債務の当然免除)

第8条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除する。

(1) 学校等を卒業し、免許取得後、病院の看護職員として従事した期間（災害、疾病、その他やむを得ない事情により返還の債務が猶予されたときは、その猶予された期間を除く。）が引き続き修学資金の貸与がなされた月以上の期間に達したとき。

(2) 病院業務従事期間中に業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事する事が出来なくなったとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を加えた期間）内に半年賦又は月賦で修学資金を返還するものとする。

(1) 第7条の規定により修学資金の貸与の取消しを受けたとき。

(2) 学校等を卒業した後、1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護職員の免許を取得した後、直ちに病院において看護職員の業務に従事しなかったとき。

(4) 病院において看護職員の業務に従事した後に死亡し、又は病院において看護職員の業務に従事しなくなったとき。ただし、前条第2号に該当する場合を除く。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の履行を猶予する。

(1) 修学資金の貸与の取消しを受けた後も引き続き学校等に修学しているとき。

(2) 災害、疾病、その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金のうち返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 管理者の定める相当期間を看護職員として病院の業務に従事したとき。

(2) 災害、疾病、死亡、その他やむを得ない事情により貸与を受けた修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(延滞利子)

第12条 修学資金の貸与を受けた者が、正当な事由がなく、その返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ返還すべき額に年14.6パーセントの割で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。